

別紙 1

仕 様 書

1. 業 務 名 ボートレース下関中央スタンドアスベスト分析調査業務
2. 業務概要 中央スタンドのアスベスト分析調査を行うもの。
3. 業務場所 下関市長府松小田東町 1 番 1 号
4. 履行期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
5. 業務内容
 - (1) 業務対象箇所
別紙 2 「分析調査一覧」のとおり
※試料採取場所は別図「採取場所」参照
 - (2) 試料採取
 - ・ 試料の採取は、厚生労働省「石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル【第 2 版】」による。
 - ・ 試料採取にあたっては、所要の防護対策を講じること。
 - ・ 試料採取にあたっては、周囲への石綿粉じん等が飛散しないよう粉じん飛散防止材を噴霧する、採取個所に硬化剤を噴霧する等適切な措置を講ずること。
 - ・ 試料採取範囲は、脚立による作業可能な範囲とする。
 - ・ 試料採取を行う技術者には、「建築物石綿含有建材調査者」の資格を有する者を充てること。
 - (3) 分析
 - ・ 分析方法は、JIS A 1481-1 に基づく、偏光顕微鏡による定性的判定方法を用いて実施する。なお、吹き付けについては、層別分析を行うこと。
 - (4) 分析結果の報告
 - ・ 分析結果が判明次第、直ちに速報（電子メール等）を下関市に提出すること。

6. 提出書類

- (1) 着手前に採取者の有資格が分かる資料
- (2) 分析調査後における報告書（速報）
- (3) 完了報告書（業務写真、分析結果報告書）

7. 注意事項

- (1) 業務の実施に当たっては、各関係法令を遵守し、安全に十分留意すること。
- (2) 業務の実施に当たっては、仕様書に従い、疑義及び問題が生じたときは、市と受託者協議の上、誠意をもって解決すること。
- (3) 業務により発生した廃材は、受託者の責任において適切に処分すること。
- (4) 仕様書に明記のない事項であっても、業務の遂行上必要と認められるものについては、受託者の責任において行うこと。
- (5) 業務のうち、しものせきエコマネジメントプランに基づく環境に関する特記事項は、別紙3「特記仕様書（環境編簡易）」のとおりとする。
- (6) 業務のうち、下関暴力団排除条例による措置については、別紙4「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」のとおりとする。